

京 都 大 学 人 文 科 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) <u>(漢字情報研究センター)</u> 第7条 人文科学研究所に、<u>附属の研究施設として、漢字情報研究センター(以下「センター」という。)</u>を置く。</p> <p>2 <u>センターに、センター長を置き、人文科学研究所の専任の教授をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>センター長は、センターの業務をつかさどる。</u></p> <p>5 <u>センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。</u> (後 略)</p>	<p>(附属研究施設) 第7条 人文科学研究所に、<u>次に掲げる附属の研究施設を置く。</u> <u>漢字情報研究センター</u> <u>現代中国研究センター</u></p> <p>2 <u>附属の研究施設に長を置き、人文科学研究所の専任の教授をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。</u></p> <p>5 <u>附属の研究施設の運営に関し必要な事項は、当該研究施設の長が定める。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>